給与・昇格・降格規程（営業）

第 1 条（目的）

本規程は、営業社員の基本給、役職手当、昇格及び降格に関する基準を明確に定め、営業実績及び組織への貢献度を適正に評価することを目的とする。

2. 営業インセンティブについては、本規程では定めず、別に定める「営業インセンティブ規程」による。

第 2 条（基本給及び役職手当）

営業社員の基本給は、月額 200,000 円とする。

2. 基本給に加え、各役職に応じて次の役職手当を支給する。

ランク	役職	役職手当	固定月額
A1	社員	なし	200,000 円
A2	上級社員	30,000 円	230,000 円
L1	リード	50,000 円	250,000 円
L2	上級リード	80,000 円	280,000 円
M1	副拠点長	150,000 円	350,000 円
M2	拠点長	200,000 円	400,000 円

3. 前項の固定月額は、基本給及び役職手当を合算した金額とする。

第 3 条（昇格基準）

営業社員の昇格は、次の基準を基本とし、粗利実績、業務遂行能力、勤務態度、組織への貢献度その他を総合的に勘案して決定する。

1. **A1（社員）から A2（上級社員）**
   ・月間粗利 100 万円以上を 4 か月連続で達成した場合。
2. **A2（上級社員）から L1（リード）**
   ・月間粗利 150 万円以上を 4 か月連続で達成し、かつ会社がリードとしての適性を認めた場合。
3. **L1（リード）から L2（上級リード）**
   ・月間粗利 300 万円以上を 4 か月連続で達成し、かつ後輩・部下の育成、指導及びチーム運営を行う能力があると会社が認めた場合。
4. **L2（上級リード）から M1（副拠点長）**
   ・副拠点長のポストが存在し、会社が副拠点長として適性があると認め、推薦・任命した場合。
5. **M1（副拠点長）から M2（拠点長）**
   ・拠点長のポストが存在し、会社が拠点長として適性があると認め、推薦・任命した場合。

6. 昇格については、粗利実績のみをもって自動的に決定されるものではなく、会社が総合的に判断するものとする。

第 4 条（降格基準）

営業社員の降格は、次の基準に基づき、算定期間における粗利実績、業務遂行状況、勤務態度、部下の育成・管理状況その他会社への貢献度を総合的に勘案し、会社が決定する。

1. A2（上級社員）は、算定期間 4 か月間の累計粗利が 400 万円（月平均 100 万円）を下回った場合、A1（社員）へ降格するものとする。

2. L1（リード）以上は、算定期間 4 か月間の累計粗利が 600 万円（月平均 150 万円）を下回った場合、原則として 1 ランク下へ降格するものとする。

3. M1（副拠点長）及び M2（拠点長）は、前項の基準に加え、それぞれの役職としての職責を継続して果たすことが困難と会社が判断した場合、役職を解任し、適切なランクへ降格することがある。

4. 降格については、粗利実績のみをもって機械的に決定するものではなく、会社が総合的に判断するものとする。

第 5 条（評価）

営業社員の評価は、次の事項を総合的に勘案して行うものとする。

- 粗利実績
- 売上実績
- 目標達成率
- 新規顧客獲得
- 顧客対応及び顧客満足度
- 業務遂行能力
- 後輩・部下の育成及び指導
- チームへの貢献度
- 勤務態度
- その他会社が必要と認める事項

2. 昇格・降格の判定においては、前項の評価項目を総合的に判断する。

第 6 条（昇格・降格の判定時期）

営業社員の昇格・降格は、賞与算定期間と同じ次の評価対象期間の実績を基に判定する。評価対象期間は、①11 月 1 日から翌年 2 月末日まで、②3 月 1 日から 6 月 30 日まで、③7 月 1 日から 10 月 31 日までとする。2026 年 11 月 1 日の初回切替に限り、2026 年 7 月 1 日から 10 月 31 日までを初回評価対象期間とする。

2. 各評価対象期間の最終日である 2 月末日、6 月 30 日又は 10 月 31 日を判定日とする。昇格・降格に伴う給与ランク及び役職手当の変更は、それぞれ 3 月 1 日、7 月 1 日又は 11 月 1 日から適用する。第 3 条及び第 4 条の 4 か月の実績基準は、この評価対象期間に当てはめて判定する。

3. 会社は、判定日までに評価結果及び変更内容を確定し、変更がある社員には適用開始日前に変更後のランク、役職手当及び適用開始日を通知する。初回の 2026 年 11 月 1 日切替については、2026 年 10 月 31 日が土曜日であるため、初回評価、最終決定及び本人への通知を 2026 年 10 月 31 日までに完了する。新しい給与は適用日から計算し、賃金規程の計算期間・支払日に従って支給する。通常は 3 月 1 日適用分を 4 月 9 日、7 月 1 日適用分を 8 月 9 日、11 月 1 日適用分を 12 月 9 日に支給する（支払日が休日等の場合は賃金規程による）。

第 7 条（最終決定）

昇格、降格その他本規程に定める事項について、規程上の数値基準だけでは判断が困難な事項については、各社員の実績、業務遂行状況、組織への貢献度等を総合的に勘案し、会社が最終決定するものとする。

第 8 条（規程の改定）

会社は、事業環境、営業方針、組織体制その他の事情に応じて、本規程の内容を変更又は改定することがある。

附則

1. 本規程は、2026 年 11 月 1 日から施行する。

2. 営業インセンティブについては、2026 年 11 月 1 日以降も別に定める「営業インセンティブ規程」を適用する。